

## 《修繕料及び工事費のうち小額支出事業の完成検査事務取扱い要領》

### (目的)

第1 この要領は、本市の発注する各種修繕料（物品を除く）及び工事費が**200万円以下**の小額支出事業（以下「修繕等」という。）の検査事務の分担及び検査の方法を定め、修繕等の適正な施行を確保することを目的とする。

### (完成報告書の提出)

第2 修繕等が完成したときは、**修繕等**担当課長は速やかに施行業者に対して完成報告書を提出させるものとする。この場合施行図面、施工記録及び保証書等必要な書類も同時に提出させるものとする。

### (検査の実施)

第3 完成報告書が提出されたときは、**修繕等**担当課長は14日以内に当該修繕等の検査をしなければならない。ただし、監督職員は原則として検査してはならない。

2 **修繕等**担当課長は、修繕等ごとに検査する職員を任命することができる。

### (検査事務分担)

第4 前項の検査事務については**修繕等**担当課長が行うものとする。ただし、市長が必要と認めるものは、検査主管課の検査職員が検査するものとする。

### (検査手続き)

第5 前項により、検査主管課の検査職員の検査を受ける場合は、成田市建設工事検査規程による。

### (検査方法)

第6 **修繕等**担当課長は、当該修繕等の検査に際しては工事検査実施要領に準じ検査するものとする。

### (完成の認定)

第7 **修繕等**担当課長は検査の結果適性と認められたときは、小額（修繕・工事）検査調書（別記様式）に所要事項を記入のうえ報告するものとする。

附則 この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

## 小額（修繕・工事）検査調書

工事担当課検査職員

下記について検査したところ契約図書のとおり施工されていることを認めます。

記

名 称					
場 所					
請 負 金 額	円	出来形金額		円	
請 負 者					
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
完成年月日	令和 年 月 日	手直し	完成年月日	令和 年 月 日	
検査年月日	令和 年 月 日		検査年月日	令和 年 月 日	
摘 要					
監 督 職 員	課				

\* 30万円未満の修繕料については、工事担当課長証明で処理する。